

1. 全体方針

(1) 作成の目的

災害時に自力で避難ができない要配慮者（避難行動要支援者）について、「個別避難計画」の作成をすることで、避難行動要支援者の状況を把握し、避難先や支援者を確保していくことで、避難の実効性を高めていく。

(2) 作成方針

現行の「災害時要援護者制度」を活かし、市においては、国通知のとおり計画作成の優先度が高い（災害時に危険度の高い）方から福祉専門職と協力しながら、順次作成を進め、地域においては、現行制度を継続していく。

ア 優先度をふまえた計画づくり

- 市が優先的に支援する計画をおおむね令和7年度中までを目途に作成していく。
- 併せて、現行の「災害時要援護者登録制度」を「避難行動要支援者登録制度」に改め「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを支援する。

作成パターン	対象者	目標
新①市が優先的に支援する計画	計画作成の優先度（※）が高いと判断する者	令和7年度中までを目途に作成していく。
新②本人・地域記入の計画	上記以外	避難行動要支援者全員に対し、作成を支援する。

※優先度について

市では、計画作成の優先度について、以下の点により判断するものとする。

- ①地域におけるハザードの状況
 - ・土砂災害警戒区域・浸水深50cm以上・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ②当事者本人の心身の状況等
 - ・要介護度・障害等級・サービスの受給状況・医療的ケアの必要性等
- ③当事者本人の居住実態等
 - ・独居および老老世帯・低層階居住者・支援者の有無等

左記の点で、優先度の高い方から順に、第1次対象者、第2次対象者、第3次対象者とする。

イ 実効性のある計画づくり

- 計画の作成と並行して「避難先」と「避難支援等実施者」を確保する。
- 庁内外関係者による連絡会議を立ち上げる。
- 個別避難計画の作成に当たっては、連絡会議とは別に対象者ごとに必要があれば地域調整会議を開催し、実効性のある個別避難計画の作成を進める。

(3) 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）改定のポイント

- ①「災害時要援護者」を災対法および地域防災計画に併せて「避難行動要支援者」に改める。
- ②避難行動要支援者連絡会議の位置づけ
- ③福祉避難所について位置づけ
- ④各課の役割を明記

2. 作成の進め方

国の方針を踏まえ、市で優先的に作成する計画については以下のSTEPを繰り返しながら進める。個別避難計画の作成の過程でマッチングした避難先について福祉避難所の指定を進める。



●現行制度との変更点

	現行	新①市が優先的に支援	新②本人・地域作成
制度名称	災害時要援護者登録	避難行動要支援者登録制度	避難行動要支援者登録制度
対象者	①75歳以上単身世帯 ②75歳以上のみ世帯 ③要介護1以上の者 ④身体障害で1～2級の者 ⑤知的障害でA1,A2の者 ⑥精神障害者で1～3級の者 ⑦難病患者のうち特定疾患医療受給者 ⑧その他希望される者	①～⑧のうち、優先度の高い者	変更なし
申請方法	①～③については、対象となった年度に民生委員から登録勧奨し、申請 ④～⑦については、対象となった年度に郵送により登録勧奨し、申請 ⑧については、相談の都度登録し、申請	優先的に作成する対象者については、別途個別避難計画の作成同意を確認する。	変更なし
作成者	本人、家族、民生委員等	福祉専門職等	変更なし

●計画作成スケジュール

